



もがトンのFP通信

～経営者向け～

2011年7月号

はじめに

この号のポイント:

- 1 「技術の進歩」と「医療行政の変化」で医療の現場は変化した。
- 2 新しい治療法では、経済負担も変化してる。

皆様、こんにちは。ファイナンシャルプランナーの最上です。

もう、どうなってしまったんでしょうねえ…民主党政権…。この迷走ぶりは、“筆舌に尽くしがたい”…ですね。与党も野党もエゴに固まり、それにつけ込む官僚が火に油を注ぐ…こんな構図が見え隠れします。コメントする言葉を失っております。

さて、先月号は、国民病ともいえる「がん」の最新の治療実態をご紹介しました。いろいろな治療法が発達してきております。

今月は第2弾として、「がん治療の今 ～その2 治療費ファイナンス～」…経済負担の面に、切り込んでゆきたいと思います。

“がん”は“治る病気”…でも重い経済的負担…

今まで見てきましたように、がんは既に“治る病気”です。また、完全に治らなくても、人生の後半生を、長く“付き合っていく病気”になろうとしています。“不治の病”というイメージは消えてなくなろうとしています。

しかし、まだまだ治療は難しく、身体や家族にかかる負担は決して小さい物ではありません。また、治療形態が従来とは変わってきており、長期化という側面も顕在化してきています。

先月号でも書きました「自由診療」（非健康保険診療）もふえてきており、これらは「健康保険制度」によるサポートを期待できません。経済的負担も無視できないものになってきています。

高額治療費の例…保険診療…抗がん剤など

【例】慢性骨髄性白血病の治療薬「グリベック（一般名イマチニブ）」の登場で、骨髄移植以外での生存率が飛躍的に伸びました。5年、10年長期生存の患者が飛躍的に増えました。副作用も少なく、簡便な内服薬なので夢のような薬です。

しかし、薬代が高い…。1日約1万円以上、1ヶ月で約33万円…3割の自己負担で、1ヶ月約11万円です。世帯主が闘病中で、仕事が中断している家計には、重たい負担です。

通院での治療も
“高額な治療費”が
必要となる。

高額療養費制度(公的保険制度)

上記のような「(公的)保険診療」の場合、必ず「高額療養費」を申請しましょう。

健康保険など公的保険の「高額療養費制度」を使うと、1ヶ月の自己負担は(一般的な人で)約8万円で抑えられます。4回目以降は、4万4千円に押さえられます。…この制度は大切です。

※1ヶ月の療養費に「上限」を設け、それ以上になると後日還付請求できるという制度です。

ただし、①年齢、所得などによって、上限額が変わってくる。

②未承認の抗がん剤や自由診療、差額ベッド代など、公的保険を使えない治療費用は対象外。

重くなる
経済負担
と
高額療養費制度

高額治療費の例…自由診療

【例】先月ご報告しました“新しい治療法”の中で「免疫療法」を自由診療の例として、費用面を見てみましょう。

- ① 1クール(3ヶ月)単位で治療を行います。
- ② 自分の免疫細胞を増殖して、1クールの間に約6回、自分の身体に戻します。3ヶ月後、がん細胞が小さくなっているか、腫瘍マーカーが下がっているか等、確認します。

⇒この1クールの治療費が約150~200万円です。

もちろん、効果があれば2クール目、3クール目と治療を続けますし、効果がなければ、効果のある免疫細胞を探すべく、別の種類の免疫細胞で治療をトライします。

自己防衛…民間の医療保険(生命保険など)

医療費確保の自己防衛策として広く活用されているのが「(生命保険の)医療保険」です。

但し、公的保険制度の変化や、医療技術の進歩で、“入院期間”など、医療の現場が変わってきており、それに伴ってこれら民間の「医療保険」の保障内容も、下記のように、少しずつずれている部分が出てきています。

- ① 従来のように、入院日数に比例して給付金額が増えるタイプの保険では、入院期間が短期化すると、給付金額が少なくなってしまう。
- ② 従来のように“外科手術”が中心の治療法の時代は「手術給付金」が大変有効ですが、手術をしないことも選択肢となってきている。

このような新しい流れに対して、各保険会社も新しい保障で対応しようとしております。「先進医療の技術料が出る特約」・「抗がん剤や放射線治療などの目的の通院にも入院と同じ金額の給付がでる特約」・「自由診療費用がでる医療保険」…などです。

日々変わる「医療環境」に対応して、ご自身の「医療保険」の内容も把握して、常々、メンテナンスしておく必要があります。

◆ 一時給付金の重要性…診断給付金・特定疾病保険金…

その様な中で、今、注目されているのが「一時金型の医療給付金」です。

- ① がん保険の「診断給付金」
- ② 生前給付型保険の「特定疾病保険金」 などです。

数百万円～3千万円程度まで、ある程度まとまったお金が、がんと診断された時に給付されます。

このお金は、何に使おうがご本人の自由ですので、保険診療以外の治療費や生活費などの補填に大変有効です。

【重要】被保険者受取⇒非課税

これら「一時金型の医療給付金」や「入院給付金」「手術給付金」等を、被保険者受取にすると、「非課税」です。所得税がかかりません。

※所得税法施行令 第30条第1項に掲げる「身体の傷害に起因して支払われる保険金」として取り扱われ、その保険金は非課税所得とされます。(所得税基本通達9-21)

緊急事態ですので、少しでも治療費に使いたい時です。この制度は有り難いですね。

※会社経営者の方などは、法人契約で上記の様な医療関係保険をお持ちの場合があります。これらの税法・税務効果は、微妙に複雑です。この紙面スペースではご説明しきれません。個別にご質問下されば、ご説明いたしますので、よろしくご了承お願い申し上げます。

今後、注目されるリバースモーゲージ…

欧米には、「リバースモーゲージ」という金融手法が盛んに用いられております。リタイヤした方などが、「自宅不動産」を担保に金融機関より資金を借入れ、生活費、治療費・療養費などに使用するものです。

- ① (基本的には)ご本人及び配偶者が生存している間は返済する必要はない。
- ② ご本人・配偶者は、生存中は、その家に住み続ける事ができる。
- ③ お亡くなりになってから、一括返済するか、その担保物件で精算する。というものです。借入金額や利息はその担保物件の価値を超えないように設計されていますので安心です。

現在、日本では不動産価値が下がり続けていますので、なかなか難しい環境ではありますが、少子高齢化社会の進行に伴って、今後益々注目されてくる手法であると思います。現在も、一部の地方銀行や信用金庫などで扱われております。

【ご注意】本メールマガジンの記事に紹介・引用しております金融商品等に関しましては、あくまで一般的な内容をご紹介したものです。個々のケースにより効果は変わってきます。限られた紙面での記事でございますので全ての場合を説明できない点があることをご了解下さい。

実際に活用なさる場合は、専門家に内容を詳しくご確認の上でお願い申し上げます。

本記事内容を誤解なさって被られた被害の責任は、当方では負いかねます。何か具体的に本記事内容をご活用になられる場合には、必ず当方までご確認くださいますようお願い申し上げます。

有限会社 最晃堂 ～企業のリスクファイナンス 事業承継・相続対策～

電話番号：072-298-3715

FAX 番号：072-298-3726

携帯電話：090-8539-5376

電子メール：mogami@saikoudo.co.jp

ホームページ：<http://www.saikoudo.co.jp>